# 新宿区

# 認知症診療連携マニュアル

~誰にでもできる認知症診療~

第3版 令和5年3月



彩新宿区

## はじめに

新宿区では、在宅医療を支える診療所・クリニックのかかりつけ医やかかりつけ歯科医の皆様に、今後も増加が見込まれる認知症についての理解を深めていただくため、「認知症診療連携マニュアル」を作成しています。

このマニュアルは認知症サポート医や、地域の先生方の執筆によるもので、 認知症の知識だけではなく、地域の状況も盛り込まれた新宿区オリジナルの 内容になっています。

作成にあたりましては、日頃から本区の在宅医療の発展にご尽力いただいている新宿区医師会、新宿区歯科医師会、新宿区四谷牛込歯科医師会、新宿区型谷牛込歯科医師会、新宿区薬剤師会及び地域連携型認知症疾患医療センターなど、多くの関係機関の皆様にご協力いただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和5年3月 新宿区

## 目次

1	かかりつけ医から見た連携の流れ	P2
2	認知症が疑われたときの診療のポイント	P3
3	原因疾患の鑑別 認知症4大疾患	P5
4	治療·薬物療法 ······	P7
5	行動・心理症状 (BPSD) への対応	P9
6	介護者支援	P11
7	運転免許証	P12
8	身体疾患の管理	P13
9	予防	P17
10	新宿区の在宅歯科診療の相談窓口	P19
11	認知症の方の歯のトラブルと口腔ケアの留意点	P21
12	新宿区内の医療情報	P24
13	高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)	P27
14	サポート医高相支援	P29
15	ケアマネジャー (介護支援専門員)	P30
16	成年後見制度とは	P31

# かかりつけ医から見た連携の流れ

本人・家族からの相談



かかりつけ医・かかりつけ歯科医



### 医療の相談

### (認知症の相談)

認知症・ もの忘れ相談医

**認知症サポート医** (P24 参照) (鑑別診断、 BPSD の治療)

専門 医療機関

(P24 参照)

認知症疾患 医療センター (東京医科大学病院)

(P25 参照)



### 生活、家族サポートの相談

高齢者総合相談センター (地域型高齢者 総合相談センター)



保健師

社会 福祉士

主任ケアマネジャー

(P27 参照)

### 区役所 高齢者支援課

高齢者相談第一係・高齢者相談第二係 (基幹型高齢者総合相談センター)





# 認知症が疑われたときの 診療のポイント

認知症・もの忘れ相談医や認知症サポート医は、日頃の診療の中で、認知症の早期発見のために認知症の様々な初期症状を見逃さないように留意しながら問診を行っております。

今後、より多くの認知症の方を早期に発見し早期治療につなげるためには、一般かかりつけ医や認知症に直接関わりのない他科の先生方の診療時におかれましても、認知症の初期症状を見逃さずにピックアップし、認知症専門医や認知症・もの忘れ相談医や認知症サポート医につなげていただくことが、認知症症状に対して困っている家族の為にも大切です。(決してかかりつけ医の先生方の手を離れることはありません、あくまでも併診又はアドバイスが前提です。)

### 認知症の初期症状を見逃さないための問診のポイント

診療場面で、日頃から次のような様子に留意することが認知症の早期発見につながります。

## 1 認知症の初期によく見られる症状

- もの忘れがひどい
- 不安感の強い発言が目立つ
- 場所や時間がわからなくなる
- 悪夢でうなされる
- 歩行や動作が緩慢になる

- 判断・理解力が衰える
- 妄想がみられる
- 幻覚が見える
- 意欲がなくなる
- 人柄が変わる



## 2 よく見られる行動

- 長年の趣味をやめた(回数が減る)
- 2つのことが同時にできなくなる
- 複雑な話についていけなくなる
  - 短期間に何度も薬をもらいにくる
- 作る料理の品数が減る、料理の味付けが変わる
- もともと持つ性格の個性が強く現れるようになる(キレやすいなど)
- 買い物の支払いでお札ばかりを出す(小銭がたまっていく)

## 3 家族からも、日常の様子を聞きましょう

診療時には、患者本人が取り繕って認知症かどうか分かりにくいことも多いと思います。 家族がいる場合、本人には先に診察室から出ていただき、家族のみから日頃の生活の様子 を聞いてみることも大切です。

## 4 認知症と区別すべき病状

うつ状態、意識障害(せん妄)、病気治療のために飲んでいる薬の影響でも似たような症状がみられます。これらを認知症と正しく区別することも非常に重要です。(P5①うつ病と認知症の鑑別 参照)

(藤本 進)

## 認知症の徴候は、

### .... 診察室の中だけでなく待合室でも気づくことができます

- 受付のスタッフに対して、以前よりイライラしやすくなった
- 診察券を忘れるようになったいつも1万円札で支払いをするようになった
- 表情が硬くなった
- 受付のスタッフの顔がわからなくなった
- 身なりが季節に合っていない 同じ話を何度もするようになった

このような点も、早期発見のポイントになります。

認知症に気づいた他科の先生方は、まず家族にそれとなく、心配な事柄を 伝えることをお勧めします。家族の相談先として、地域の高齢者の相談窓口で ある高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)を紹介してください。





# 原因疾患の鑑別 認知症4大疾患

## 1 うつ病と認知症の鑑別

	うつ病(仮性認知症)	認知症
もの忘れの自覚	ある	少ない
もの忘れに対する深刻さ	ある	少ない
もの忘れに対する姿勢	誇張的	取り繕い的
気分の落ち込み	ある	少ない
典型的な妄想	心気妄想 (ボケてもうだめだ)	物盗られ妄想 (物が盗まれて困る)
脳画像所見	正常	異常
抗うつ薬治療	有効	無効

\*新井平伊:認知症テキストブック. 2008 より引用

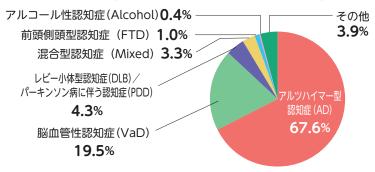
## 2 せん妄と認知症の鑑別 (P10 参照)

	せん妄	認知症
発症	急激	緩徐
症状の変動	夕刻から夜にかけて悪化	少ない
初期症状	幻覚、妄想、興奮	記憶障害
持続	数時間~数日	永続的
身体疾患の関与	多い (特に急性疾患)	少ない
誘因	環境変化 (特に入院) や 薬剤が多い	少ない

## 3 認知症の方の割合

### 認知症の基礎疾患の内訳

(面接調査で診断が確定した者 978 名)



\*厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成 23 年度~平成 24 年度・研究代表者 朝田 隆) 総合研究報告書 一部改変

## 4 認知症 4 大疾患の鑑別 ※太字は各疾患の主要な症状です。

### アルツハイマー型認知症 (Alzheimer's disease: AD)

- ・より高齢、女性に多い
- •緩徐、進行性
- 多幸、多弁
- 記憶障害→全般的認知症
- 大脳巣症状: 失語、失行、失認
- CT/MRI: 脳萎縮(特に海馬)
- 自覚症状なし、病識低下 
   SPECT の血流低下部位: 側頭頭頂葉、後部帯状回
  - 脳脊髄液:リン酸化タウ↑、 A B 42 ↓





脳血流 SPECT

### 血管性認知症(Vascular dementia: VaD)

- ・男性に多い
- 段階的悪化、動揺性
- 高血圧、糖尿病、心疾患あり
- 自覚症状(頭痛、めまい、不眠) SPECT の血流低下部位:
- 意欲低下、うつ、アパシー
- •遂行機能障害>記憶障害
- 局所神経症状: 運動麻痺、歩行障害、尿失禁

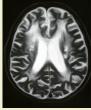
• CT/MRI:

梗塞巣の多発、

大脳白質病変

梗塞部位+主に前頭葉





大脳白質病変

## レビー小体型認知症 (Dementia with Lewy bodies: DLB)

- 中年から高齢、やや男性に多いCT/MRI: 脳萎縮・海馬萎縮
- •緩徐、進行性
- 認知機能障害の動揺
- 幻視
- ・パーキンソニズム
- ・レム睡眠行動障害
- 抗精神病薬に過敏性、うつ、 嗅覚低下
- 視空間認知、注意 · 遂行機能障害
- 自律神経障害

- はADより軽度
- SPECT の血流低下部位: 側頭頭頂葉、

後部帯状回+後頭葉

- MIBG 心筋シンチ: 心臓の集積低下
  - 線状体のドーパミントランス ポーターの低下





脳血流 SPECT

MIBG 心筋シンチ





ドーパミントランスポーター

### 前頭側頭型認知症 (Frontotemporal dementia: FTD)

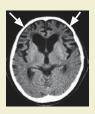
- 初老期に多い
- 緩徐、進行性
- 自覚症状なし、病識欠如
- 人格·行動障害:

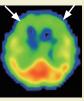
脱抑制、無関心、共感の欠如 常同行動、食行動異常 遂行機能障害

- 言語障害
- CT/MRI:

前頭葉の (葉性) 萎縮

• SPECT の血流低下部位: 前頭葉(側頭葉)





脳血流 SPECT



# 治療·薬物療法

## 1 アルツハイマー型認知症の治療薬

以下の2つの病因仮説に基づいた薬剤が使用可能です。

①**コリン仮説**:アルツハイマー型認知症では海馬神経系のアセチルコリンが著しく減少しているので、コリン代謝酵素阻害薬を投与することによりコリン濃度を上昇させ、海馬の神経細胞を活性化させます。

②**グルタミン酸仮説**:アルツハイマー型認知症では海馬神経グルタミン酸受容体が過剰に 刺激されて神経細胞障害が生じています。この過剰興奮を抑えるためにグルタミン酸受容体 阻害薬を投与し、神経保護をします。

この2剤はアルツハイマー型認知症を火事に例えれば、消火(グルタミン仮説)と類燃防止 (コリン仮説)に例えられます。



①のコリン仮説に基づいた薬剤として、ドネペジル・リバスチグミン・ガランタミンがあり、②のグルタミン酸仮説に基づいた薬剤として、メマンチンがあります。この①に属するドネペジルと②に属するメマンチンは併用が可能であり、進行したアルツハイマー型認知症に効果があるとされています。また①②いずれの薬剤も、アルツハイマー型認知症の根本的な治療薬ではありませんが、進行を遅らせる作用が期待できます。

## 2 血管性認知症の治療薬

血管性認知症は大脳の皮質や白質に小さな梗塞あるいは出血が多発し、脳の血流障害により生じると考えられています。抗血小板薬や脳血管拡張薬、脳代謝賦活薬などが有効とされています。脳梗塞再発予防の抗血小板薬としては、アスピリン、クロピドグレル、シロスタゾールなど、脳代謝賦活薬としては、イブジラスト、イフェンプロジル、ニセルゴリンなどがあります。

\*保険病名記載上の注意点 これらの薬剤は、血管性認知症の適応はありません。脳梗塞後遺症などの保険適応病名 をつける必要があります。

## 3 レビー小体型認知症

現在、保険適応があるのは、ドネペジルとゾニサミドがあります。ドネペジルは記銘力 低下に、ゾニサミドは運動障害に効果があるとされています。

## 4 前頭側頭型認知症

現在、保険適応がある薬剤はありません。周辺症状が強く出る場合が多く、対症的に処置をしているのが現状です。

## 5 服薬管理

認知症の方で、特に独居の場合は服薬が難しくなる場合があり、かかりつけ薬剤師や訪問看護師等の関係機関との情報共有が必要です。在宅での服薬管理は、地域在宅医療に関わっている薬剤師が中心になって行われています。

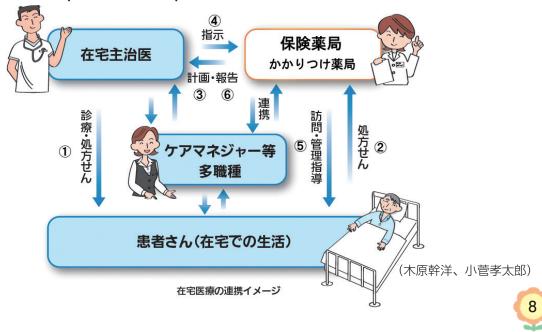
薬剤師は、医療保険または介護保険に基づき在宅での療養を行っている認知症の方を訪問して、在宅管理を実施し結果を処方医に報告します。認知症の方が処方薬を適切に服用することにより、病状、ADL、そして QOL を改善または維持することを目指します。

処方箋の応需	薬局において処方箋を応需
調剤	一包化・粉砕等の、認知症の方が服用し易い方法を処方医と共に検討し調剤
訪問	処方医の情報提供に基づき、薬剤師が在宅管理のため訪問
	認知症の方また介護関係者に薬効・服用法等の服薬指導
服薬指導 (認知症の方宅)	複数の医療機関よりの投薬があった場合の相互作用等のチェック(お薬 手帳・残薬)
	糖尿病薬等のハイリスク薬の服薬指導
服薬管理	特に認知症の方には服用の時間や回数、量などを守れるような手立てを検討し提案(服用時点を印字した一包化・お薬カレンダー・お薬ボックス等)
(認知症の方宅)	残薬について処方医と連携して対応
	医薬品の保管方法の確認
服用途中での管理	服薬状況及び体調によっては処方医に報告

利用している保険薬局(かかりつけ薬局)または 下記の新宿区薬剤師会ホームページ在宅支援薬局一覧にてご相談ください。

在宅医療支援可能薬局 (新宿区版) 検索 🗔

https://www.shinyaku.com/zaitakuhoumon.html



# 行動・心理症状(BPSD)への対応

## 1 行動・心理症状(周辺症状)

(Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia: BPSD)

BPSD とは認知症の症状の中で、記憶障害などの中核症状に対して、介護をする上で問題となる周辺症状を指します。アルツハイマー型認知症では中核症状以外はすべて BPSD と言えますが、レビー小体型認知症や前頭側頭型認知症では幻覚妄想や易怒性などは固有の症状ですので、これらの場合 BPSD という呼び方は適切ではないかもしれません。しかし実際には、BPSD であろうとなかろうと臨床現場では問題となる症状が生じた場合、その対応が早急に求められます。したがって、ここではすべての認知症において問題となる症状は BPSD に含めて解説します。

### 行動・心理症状(周辺症状)

### 陰性症状

無気力 無関心 無言 うつ症状

## 中核症状

記憶障害 理解力 判断力の低下 ※見当識障害など

### 陽性症状

暴力 暴言 独語 妄想 徘徊 幻覚 過食 不眠

## 2 非薬物療法(介護者教育)での対応

BPSD は図にありますように陽性症状と陰性症状に大別されます。BPSD の対応としてまず考えることは、非薬物療法で対応できないかということです。常日頃から介護者に介護者教育を行い、認知症の方に対して感情的な対応をしないように指導することが大切です。(P11 参照)

## 3 せん妄との鑑別

次に検討すべきことは、問題となっている症状は、いわゆる「せん妄」によるものではないかを見極めることです。「せん妄」は定義上は BPSD と区別されています。「せん妄」は軽度から中等度の意識障害を伴い急激に発症し、日内変動が見られます。原因としては、①基礎疾患による場合、②服用中の薬剤による場合、③環境の影響などが挙げられます。特に重要なのは服用中の薬剤です。服用中の薬剤が「せん妄」の原因になっていないかをチェックすることが必要です。高齢者の場合、風邪薬で「せん妄」が生じることもあります。(P5 参照)

なお、高齢者に対する薬物療法の注意点は、平成31年に「高齢者の医薬品適正使用の 指針(総論編) \* 1 が厚生労働省から出されていますので参考にしてください。

## 4 薬物調整、薬物療法

「せん妄」でなければ、その問題となる症状は BPSD と考えられます。ただし、投与中の抗認知症薬が興奮や易怒性の原因になることがあります。抗認知症薬を減量することで改善する場合もありますので、まず考慮してみてください。(平成 28 年 6 月厚生労働省から抗認知症薬の規定量未満の投与を認める通達が出されています)

薬物療法については「かかりつけ医のための BPSD に対応する向精神薬使用ガイドライン (第 2 版)」 $^*$ を参考にしてください。

使用薬剤はガイドラインの最低用量か、それ以下を投与したほうが無難です。それでも 改善が得られなかったり、重度の BPSD の場合は、認知症サポート医、認知症専門医、認 知症疾患医療センター、高齢者総合相談センターに相談してください。

(金子宏明)

### 〔参考〕

- \* 1 「高齢者の医薬品適正使用の指針 (総論編)」 (平成 31 年 厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000568037.pdf
- \* 2 「かかりつけ医のための BPSD に対応する向精神薬使用ガイドライン(第 2 版)」 (平成 27 年 厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135953.html

# 介護者支援

認知症の方と家族の生活の質を高めるためには、認知症の早期診断と治療導入をするだけでは不十分です。診断後の支援も重要となります。

認知症の方と家族は、認知症の診断を受けたことによる心理的ショックや将来に対する希望のもてない不安、恐怖をもたれるかと思います。不安や恐怖は認知症に対しての知識を持つことや協力体制を知ることにより緩和され、介護負担感や介護うつ発症の軽減につながると考えられています。

認知症の症状への理解や対処法、介護保険を中心とした社会資源の情報提供、介護者への情緒的サポートなどを含めた介護者教育があります。

認知症疾患医療センター、高齢者総合相談センター、公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部\*において、さまざまな支援を行っていますので、ご相談ください。

(佐藤友彦)

### 認知症介護者家族会



認知症介護者家族会は、認知症の方を介護している家族などが、地域で気軽に集まれる場で、区内3カ所で開催しています。

会では、認知症の病気の理解や対応方法を学んだり、認知症の方の介護について日頃の思いを語りあったり、情報交換をしています。

また、介護者の方を応援する「介護者の学習会」(予約制)も実施しています。 開催日など詳しいことは高齢者総合相談センターまたは高齢者支援課に問い 合わせください。詳細は新宿区公式ホームページにも掲載しています。

No. 10 King		水曜日の会	木曜日の会	金曜日の会
CONTRACTOR OF THE SECONDARY	開催場所	西新宿シニア活動館	百人町地域交流館	四谷高齢者総合相談 センター
SESSION DESCRIPTION	開催日時	毎月第3水曜日 10:30~12:00	毎月第2木曜日 13:30~15:30	毎月第2金曜日 13:30~15:30

### \*公益社団法人認知症の人と家族の会 東京都支部

認知症の人と家族の団体で、「つどい」「会報」「電話相談(東京都支部 03-5367-2339 火・ $\pm$  10  $\sim$  15 時)」など、認知症の家族支援活動を行っています。

詳しくはホームページ(https://www.alzheimer.or.jp/)をご覧ください。



# 運転免許証

令和4年5月13日施行の道路交通法改正に伴う新たな運転免許制度では、①70~74歳のドライバーは、免許書有効期間満了日の前6か月以内に高齢者講習を受けなければならない事になりました。内容は、講義2時間・運転適性試験(動体視力・夜間視力・視野)・実車指導です。②75歳以上のドライバーは、免許書有効期間満了日の前6か月以内に・高齢者講習に加え、運転技能検査(一定の違反歴がなければ免除)・認知機能試験を受ける必要があります。③75歳以上のドライバーが一定の交通違反をした場合は、直ちに認知症検査を受けなければなりません。これらの認知症検査で運転者が「認知症」であると判明した場合、公安委員会は「運転免許を取り消す」、または、「免許の効力を停止する」ことができると定めています。従って、認知症検査の結果、「認知症のおそれ」と判定された場合は、診断書用紙が渡されますので、運転者は最寄りの医療機関を受診して、診断書を作成してもらい、提出をしなければなりません。この診断書作成にあたって、医師は特別な資格を必要としません。しかし、認知症が専門でなく診断書作成が困難と思われた時は、その旨を依頼してきた運転者に告げればよいことになっています。この場合、都道府県の公安委員会は、該当運転者に「臨時適正検査」を行い、認知症専門医に診断書作成を改めて依頼します。

認知症の方で、抗認知症薬を服用して日常生活・運転を行っている方へは、仮に日常生活に支障はなくても主治医として、運転免許返納を勧めるべきです。多くの認知症の方は、運転免許証の返納に同意してくれますが、一部の認知症の方(特に前頭側頭型認知症)は、抵抗を示す場合があります。この場合は、家族を通じて説得を試みます。認知症が強く疑われるも、認知機能低下を強固に否認する方や、家族の協力が得られず、このまま運転を続けることが危険と判断される方は、極めて慎重な対応が求められます。この場合は、専門医療機関で診断を受けることを勧め、紹介受診に同意が得られない場合は、ご家族が警察の運転免許担当部局に相談してください。

認知症の方の自動車運転に関する家族介護者支援マニュアルが作成されています。事例が多く、困った場合の参考になります。以下からダウンロードできます。

(木原幹洋)

### 〔参考〕

「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル©」 国立長寿医療研究センター長寿政策科学研究部

(https://www.ncgg.go.jp/ri/topics/pamph.html)







# 身体疾患の管理

認知症の方は認知症そのもので亡くなるわけではなく、10年以上の長い経過のうちに様々な身体疾患が生じます。認知症が軽度のうちは、通常の診療対応で良いのですが、中等度以上になると考慮すべき点が出てきます。

## 1 生活習慣病の管理目標

糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病は認知症の増悪因子であり、外来通院が可能なうちはきちんとコントロールすることが基本です。

日本糖尿病学会と日本老年医学会の合同委員会は平成28年5月高齢者糖尿病の血糖コントロール目標を新たに作成しました。

特に中程度以上の認知症の方では、重症低血糖のリスクを避けることが重要であり、管理目標値は HbA1c(NGSP)8%未満と緩やかに設定されています。

### 高齢者糖尿病の血糖コントロール目標(HbA1c値)

患者の特徴・ 健康状態	カテゴリー I ①認知機能正常 かつ ②ADL 自立	カテゴリーII ①軽度認知障害~ 軽度認知症 または ②手段的 ADL 低下、 基本的 ADL 自立	カテゴリーII  1中等度以上の認知症 または  2基本的 ADL 低下 または  3多くの併存疾患や 機能障害
重症低血糖が危惧 される薬剤	7.0% 未満	7.0% 未満	8.0% 未満
(インスリン製剤、 SU 薬、グリニド 薬など)の使用 あり	<u>,                                    </u>	8.0% 未満	8.5% 未満
	7.5% 未満 8.0% 未満 (下限 6.5%) (下限 7.0%)	(下限 7.0%)	(下限 7.5%)

\*日本糖尿病学会・日本老年医学会ホームページ

日本高血圧学会高血圧治療ガイドライン作成委員会(編)「高血圧治療ガイドライン2019」によれば「自力で外来通院可能な健康状態にある高齢者の降圧目標は、忍容性があれば原則として65-74歳は130/80mmHg未満、75歳以上は140/90mmHg未満である」(同ガイドラインP139)と示されました。一方、「75歳以上で収縮期血圧140-149mmHgや自力での外来通院不能な患者(フレイル、認知症、要介護、エンドオブライフを含む)の降圧薬開始は個別に判断する。」(同ガイドラインP139)と書かれています。また、降圧目標の但し書きとして、「降圧目標を達成する過程ならびに達成後も過降圧

の危険性に注意する。過降圧は、到達血圧のレベルだけでなく、降圧幅や降圧速度、個人の病態によっても異なるので個別に判断する」(同ガイドライン P53)という項目が付け加えられています。自律神経障害を合併したレビー小体型認知症などでは過降圧リスクを含め降圧薬の忍容性につき配慮すべきであり、高齢者への個別的医療の重要性を示しています。

脂質異常症に関し認知症の方に対する標準的ガイドラインは、まだ作成されていません。 多薬による弊害が注目されていることから、ADLが著しく低下した高齢者では減薬・休薬の検討が考慮されます。

心房細動に対する抗凝固療法は、予防的利益と出血リスクを正確に判断するツールが存在しないため、経験的に管理されているのが実情です。塞栓症は介護負担を上げるため極力予防するのが基本であり、ガイドラインにも中止の基準は示されていません。しかし、重篤な出血性イベントが生じたときや、服薬管理が困難となり誤投与のリスクが高いと判断されたとき、また終末期で予後が期待できない状態にさしかかったときなどのタイミングで、患者、家族、医療ケアチームと良く相談の上、抗凝固療法中止の選択も考慮します。話し合いの内容はカルテに記載しておく必要があります。

## 2 身体疾患に対する医療介入の考え方

悪性腫瘍、心血管疾患など生命にかかわる疾患で入院したときや栄養がとれず胃瘻造設などに際し、手術などの医療介入に関して方針を決定しなければならない状況が生じたときにどのように対処すべきでしょうか。

### ①本人の意思確認が可能な場合

本人と治療方針について、相談して決定します。

### ②本人の意思確認が困難で家族がいる場合

配偶者・家族などの近親者が代理意思決定者となります。本人が以前から信頼を置いている人物に担当していただくことが望ましい。

### ③本人の意思確認が困難で家族がいない場合

後見人は経済的な支援者であり、医療にかかわる意思決定の代理人にはなれません。医療ケアチームが、倫理コンサルテーションとして中立的な立場で関わります。医学的介入(外科手術、抗がん剤、心血管疾患のインターベンションなど)の侵襲度、QOLに与える影響を病院専門医とともに予想します。予定されている医療介入が、本人の自立した生活に結びつくか、予後は延ばさず介護負担を増やすだけの結果にならないかを考慮する必要があります。倫理コンサルテーションへの参加を病院側から要請されたときは参加し、病院主治医とかかりつけ医師が話し合いの場を持つことが望まれます。

## 3 生活支援の側面

フレイルの進行や心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、腎不全など慢性疾患の進行に 伴い、治療は継続されますが生活支援の側面が大きくなります。

特に食事管理や服薬管理ができなくなることにより、慢性心不全増悪や糖尿病コントロールが悪化し入院が必要になることがあります。また、夏場は室温管理ができず、自宅内でも脱水状態に陥る認知症高齢者も少なくありません。再入院を予防するためには、介護保険を利用し多職種で見守り連携することが大切です。

介護保険サービスが適切に利用できるように、かかりつけ医師が主治医意見書を作成しましょう。

薬剤師、看護師、理学療法士、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど多職種での医療ケアチームで生活をサポートしましょう。独居の方は、在宅生活を維持できるよう医療ケアチームを入れて支えていくことが必要です。それでも在宅生活が困難となれば施設入所を検討するなど、個々のケースで対応を考える必要があります。

多職種による医療ケアチームが本人の意思を尊重した介入を円滑に行うためには、情報 共有が重要です。セキュリティを高めた形での ICT (Information and Communication Technology 情報通信技術)の利用などが勧められています。新宿区医師会では、新宿 区医療連携システム (新宿きんと雲ネット)を平成 24 年より運用しています。利用を希 望する場合は、新宿区医師会事務局 ☎ 03-3208-2301 へ問い合わせください。

令和 2 年春から始まった COVID-19 感染拡大では、独居の認知症高齢者や認知症の方を介護する家族が感染する事例が非常に多く発生しました。

認知症の方が陽性となり在宅で療養となった途端に、日常利用していた介護サービスを 一時的に利用できなくなったり、介護するご家族の感染で家族からの介護を受けられなく なり、介護崩壊の危機に直面する事例が相次ぎました。

感染症の大規模な流行や震災時などの有事において、認知症の方をどのように支援するのか、支援者は日頃から考えておく必要があります。

困った場合には、区(高齢者支援課)や高齢者総合相談センターへご相談ください。

## 4 ターミナル期の管理

在宅医療を受けている認知症高齢者の多くは、認知症以外の身体疾患とともに介護度が重くなりターミナル期へ向かいます。平成30年に厚生労働省より、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインが出されました。人生の最終段階における医療・ケアの在り方および医療・ケアの決定手続きが述べられています。アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning、人生会議)と呼ばれる話し合いを繰り返し経て、本人、家族、医療ケアチームが納得し満足できるようプロセスを踏むことが重要です。

進行した認知症の方にがんの告知を行うべきかどうかは、本人、家族、医療ケアチームで検討する必要があります。(緩和ケア病棟の利用には、がん告知が必要な場合が多い)

ターミナル期の管理については、本人の希望を尊重した医療ケアを心がけることが重要です。認知症によりコミュニケーションが取りづらくなっても、医療ケアチームが、本人・家族からそれまでの生き方を伺い、在宅での生活の様子を感じることからケアの方向性が見えてくることもあります。

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が医療・ケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。認知症の方は判断能力の保たれているうちに、医療的延命処置(人工呼吸器、透析、胃ろうなど)を含め自分が希望する医療・ケアを受けるために、大切にしていること、どこで、どのような医療・ケアを望むかを前もって考え、家族、医療ケアチーム内で共有することが重要です。また、療養の最終段階において救急車を呼ぶかどうかについてはよく話し合っておく必要があります。

最期を迎える場所が病院か在宅かは、本人・家族の意思や介護負担の状況を見て臨機応変・柔軟に対応しましょう(どちらかでないといけない、ということではありません)。

(迫村泰成)



### \*アドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning, ACP) とは

生涯にわたって、自分らしく生きていくために、人生の最終段階における医療やケアについて、前もって考え、周りのさまざまな人たちと話し合っていく過程です。心身の状態に応じて意思は変化することがあるため、何度でも繰り返し考え、話し合います。平成30年11月に、愛称が「人生会議」と決定されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_02615.html

# 9 予防

## 1 認知症の予防に有効と考えられるもの

最近の研究では、各々の時期に生活習慣や疾患などに注意することにより認知症の約4割が予防できるのではないかと期待されています。

若年期(45 歳未満)	• 教育		
中年期 (45 歳~ 65 歳)	<ul><li>難聴</li><li>過度の飲酒</li></ul>	<ul><li>頭部外傷</li><li>肥満</li></ul>	●高血圧
高年期(66 歳以上)	<ul><li>・喫煙</li><li>・運動不足</li></ul>	<ul><li>うつ</li><li>糖尿病</li></ul>	<ul><li>社会的孤立</li><li>大気汚染</li></ul>

\* Livingston G et al. Lancet,2020 より改変

\* Yamamoto et al., Psychosomatic Medicine, 2012

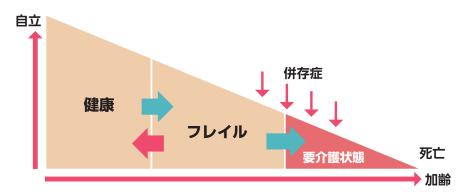
### 歯数・義歯(入れ歯)使用と 認知症発症との関係 5. 認知症になっている人の割合(%) 研究により、歯がほとんどなく、 入れ歯を使用していない方は、20 4 -本以上歯を有する人や入れ歯を使 3-用している人と比較して、認知症 発生のリスクが高くなることがわ 2 かってきており、そしゃくできる 19歯以下 1 ことが大切です。 20 歯以上 0 200 400 600 800 1000 1200 1400 日数

近年、そしゃく機能と認知機能の関連が示されるようになっています。歯の喪失、入れ 歯不使用、合わない入れ歯の装着などによるそしゃく機能低下は脳血流量の減少を引き起 こし、脳の神経活動低下を招くことが示唆されています。また、そしゃく機能低下は摂取 可能食品の多様性の低下を招き、栄養状態の悪化に繋がる可能性があります。

認知症の方の入れ歯作製には困難を伴うこともありますが、認知症の病態や、□腔内の 状況によっては作製、装着が可能な場合もあり、歯科による専門的診察が必要不可欠です。

## 2 フレイルとは

日本老年医学会は、高齢者に起こりやすい虚弱(Frailty)に対し、正しく介入すれば可逆性があるという意味を強調するため「フレイル」という言葉にすることを平成26年5月に提唱しました。フレイルは、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間的な段階を意味します。高齢者は加齢とともにフレイルが進行し、要介護状態へ進みます。フレイルには、体重減少や筋力低下などの身体的な変化だけでなく、認知機能や気力の低下などの精神的な変化や独居や経済的困窮などの社会的なものも含まれます。しっかり食べる、身体を動かす、社会的なつながりを保つことがフレイル予防に重要です。



\* 葛谷雅文 老年医学における Sarcopenia & Frailty の重要性 日本老年医学会雑誌 46(4): 279 - 285,2009 より改変

## 3 COVID-19 時代におけるフレイル予防

令和 2 年春から始まった COVID-19 感染拡大は、孤立した高齢者への生活に重大な影響を与えています。感染し重症化すると隔離病床に入院し、社会と隔絶。リハビリテーションで歩き回ることもできず心身のフレイルが進行します。また独居高齢者は濃厚接触者となるだけで、介護サービスなど入れなくなり、他人との接触を断たれ認知機能が衰えます。

フレイル予防の4つの要素として、身体を動かす力、食べる力、認知する力、社会とつながる力をキープすることが大切です。

個人に合った持続可能な運動を行うこと。室内の手すりを伝ってでも、階段の上り下りができると、筋力が維持できます。食べる力が衰えないようオーラルフレイルの予防に、歯科医師や訪問看護、管理栄養士とともに取り組むこと。低栄養や閉じこもることで筋骨格が弱くなり、骨粗しょう症と転倒などによる大腿骨や腰椎骨折は要介護の原因となります。日光に当たること、少しでも外出することが予防につながります。また閉じこもることで、深い孤立感や不安にさいなまれ精神的な影響もみられます。コロナで中止に追い込まれましたが、少しずつ再開されている地域の様々なイベントに参加すること。高齢者が、孤立、孤独に陥らないよう、その人に合った社会資源につなげることは、とても大切です。

新宿区医療・介護・通いの場情報検索サイト「さがせーる新宿」では区内の通いの場を探すことができます。詳しくは P30 をご覧ください。

(佐藤友彦、迫村泰成、蛯名勝之)



# 新宿区の在宅歯科診療の相談窓口

歯科の領域においても、これまで普通に通院できていた高齢者の方が在宅療養になり、 今までと同じ歯科治療や口腔ケアができなくなっているケースがみられます。しかし、在 宅歯科診療や口腔ケアは、全身状態の改善や維持、誤嚥性肺炎の予防に欠くことのできな いものであり、訪問歯科診療の必要性も高くなっています。

これらを踏まえ、歯科医師の立場から、新宿区の在宅歯科診療の仕組みと、相談方法について紹介します。

### 新宿区の在宅歯科診療の仕組みと相談窓口について

新宿区では、現在2つの在宅歯科診療に至る窓□があります。

- 1) 在宅歯科相談窓口(歯科医師会)
- 2) かかりつけ歯科医機能の推進事業(区役所 健康づくり課)



## 1 在宅歯科相談窓口(歯科医師会)

平成28年4月から、区の委託事業としてスタートしました。在宅療養患者については、 新宿区歯科医師会、新宿区四谷牛込歯科医師会に連絡していただければ、専門の歯科相談 員(歯科衛生士)を通して各種相談を行います。必要であれば、まず歯科相談員が訪問し、 歯科に対する要望を伺ったうえ、その方に必要な対応を紹介しています。



### 新宿区歯科医師会

☎ 03-3200-5064 FAX 03-3208-0829

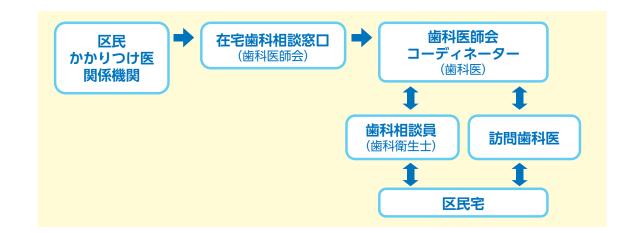
月~金曜日 午後1時~5時(祝・休日、12/29~1/3を除く)



### 新宿区四谷牛込歯科医師会

**5** 03-3356-6367 FAX 03-3356-6368

月~金曜日 午後1時~5時(祝・休日、12/29~1/3を除く)



## 2 かかりつけ歯科医機能の推進事業(健康づくり課)

従来からある、区の歯科医紹介システムです。障害児(者)及びウイルス性疾患感染者等に対応可能な歯科医の紹介を行っています。健康づくり課へ申込みいただき、歯科医師会コーディネーターを介して、自宅の近隣でニーズに合った適切な歯科医をかかりつけ歯科医として紹介します。



### 健康づくり課

### ☎ 03-5273-3047 FAX 03-5273-3930

月~金曜日 午前 8 時 30 分~午後 5 時 (祝・休日、12/29 ~ 1/3 を除く)



※①、②いずれの場合も、緊急を要するときは、直接歯科医師が訪問歯科診療を行うこともできます。認知症などの在宅療養患者の場合、その方の病状に合った治療方針がありますのでご相談ください。

(蛯名勝之)







# 認知症の方の歯のトラブルと 口腔ケアの留意点

## 認知症の方の口の中

歯の欠損の放置

多量のプラーク 歯肉の腫脹・発赤



85 歳男性 血管性認知症 要介護 4

著しい デンチャープラークの 付着



入れ歯破損の放置

歯肉からの自然出血

89 歳男性 アルツハイマー型認知症 要介護 2

認知症などによる心身機能の低下は、□腔への関心度(□腔リテラシー)の低下を招く ことが示されています。その結果、虫歯・歯周病の悪化による痛みや、入れ歯のメンテナ ンス不良によるそしゃく困難を引き起こし、ますます食に対する興味を失ってしまいます。 加えて、それら口の中の問題を周囲の人に伝える前に忘れてしまい、放置されてしまう場 合が少なくありません。□腔内の問題の放置は、誤嚥性肺炎の発症・再発などの全身状態 の悪化にもつながります。

認知症の方と接する際には、ぜひ、□の中を覗いてみてください。

### 口腔の問題が疑われる所見

- ・歯茎が赤い、出血する • 歯の輪郭がぼやけている
- 舌が汚れている 歯が黒い、茶色い
- 口の周りに食べカスがついている 口臭がする
- 入れ歯が落ちてくる/浮いてくる口角が下がっている
- 歯並びに隙間がある
- 流延している
- ・話し方が不自然(息漏れ、舌足らず等) ・自然と□が開いている

義歯非装着・義歯不適合・口腔関連筋力低下の疑いあり

### 口腔の問題が疑われる認知症患者の行動

・歯磨きを嫌がる

口腔衛生状態不良・虫歯・歯周病の進行の疑いあり

- ・歯磨きをしていない/回数が少ない
- ・歯ブラシが汚れている/ずっと替えていない ・入れ歯の無くなる頻度が多い
- ・入れ歯が汚れている/洗っていない
- 入れ歯を装着したままにしている
- ・入れ歯の装着を忘れる

## 2 認知症の方の口腔ケア

### 口腔ケアの方法

認知症の方は、セルフケアを十分に行うことが難しくなっています。そのため、介護する周囲の方々や歯科医療従事者の適切なサポートが必要となります。

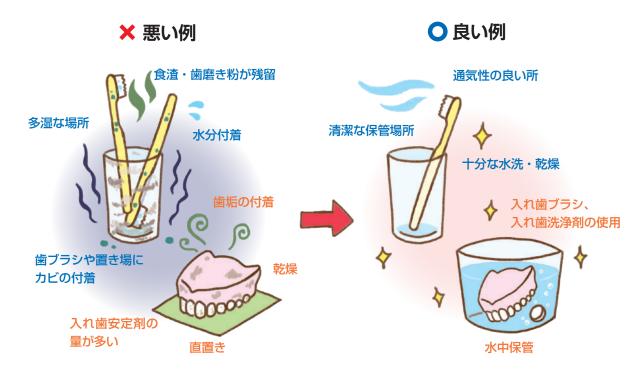


□腔清掃を行う道具はいくつかあり、用途や認知症の方または介護者の使いやすさによって上手に選択してください。これら以外にも、補助的に、□腔乾燥が強い方には□腔保湿剤、噛み癖のある方にはバイトブロック(開□器)、嚥下障害のある方には□腔・咽頭吸引器を使用します。困ったことがあったら、歯科医療従事者に相談してみると良いでしょう。

手技のポイントとしては、①痛みを少なく、②短時間で、③声かけをしながら、④感情的にならずに行うことです。□腔ケアが認知症の方や介護者にとって負担になりすぎないよう、無理なく継続可能な対応を心がけてください。

### 歯ブラシや入れ歯の管理

訪問歯科診療で認知症の方を訪問すると、汚れの著しい歯ブラシや、机の上に放置されたままの入れ歯を見つけることがしばしばあります。日々使用する歯ブラシは、細菌が多く付着しており、口腔内の感染症である虫歯・歯周病を改善するためには、清潔な歯ブラシの使用と適切な保管が必要です。歯ブラシは汚れや毛先の広がり具合に応じて、1~3か月程度で交換することが推奨されています。また、保管方法については、水分を十分拭った上で、清潔な容器に毛先が上になるように立て掛け、風通しの良い場所に置くと良いでしょう。



入れ歯は入れ歯ブラシを用いて流水下で清掃してください。付着した入れ歯安定剤はぬるま湯に漬けると除去しやすくなります。その後に入れ歯洗浄剤を使用して、水中保管してください。入れ歯は乾燥すると変形しやすくなり、入れ歯に付着したデンチャープラークは義歯性口内炎や誤嚥性肺炎の原因となります。また、長年使用し、修理を繰り返している入れ歯や多量の歯石付着のある入れ歯は、細菌の温床となる可能性があります。このような場合には、超音波洗浄器・歯科医院専用洗浄剤等の使用や、新しい入れ歯の作製が必要なこともありますので、歯科医療従事者へご相談ください

## 3 認知症の方と歯科の関わり方

認知症は本人だけではなく周囲の人達の QOL にも影響を与える疾患です。近年、健康な口腔を保つこと、つまり適切な口腔衛生状態とそしゃく機能の維持は認知症の発症予防や進行抑制に関与していることがわかってきました。歯科による口腔機能の維持向上のための治療、口腔ケア・摂食嚥下リハビリテーションの提供、および多職種や家族への療養上のサポートは、生活の中で"食"の喜びと笑顔を生み出す一助となります。

(竹内周平)





# 新宿区内の医療情報

## 認知症サポート医\*

認知症サポート医とは、認知症サポート医養成研修を修了した医師です。かかりつけ医が認知症に対応できるように、研修の企画立案と診断等に関する相談・アドバイスを行います。また、認知症サポート医同士の連携体制を構築し、高齢者総合相談センターとも協力し、各地域の連携推進役となる医師です。



## ② 認知症・もの忘れ相談医\*

認知症・もの忘れ相談医とは東京都医師会及び新宿区医師会所定の研修を修了した医師です。新宿区医師会では「認知症・もの忘れ相談医リスト」を作成しています。もの忘れが気になる方や家族が認知症でお困りの方の相談に利用しています。

## 3 区内の主な専門医療機関

認知症専門医がいる医療機関で、CT 検査や MRI 検査など画像検査を行い、認知症の鑑別診断や、BPSD の治療などを行います。

### ~区内の専門医療機関~

○対応可能 △状況により対応可能 ×対応不可

	診断	身体疾患	BPSD (外来)	BPSD (入院)
慶応義塾大学病院 メモリークリニック ☎ 03 (3353) 1211 (代) ☎ 03 (3353) 1257 (予約専用)	0	Δ	Δ	Δ
東京医科大学病院 高齢診療科 <b>2</b> 03 (3342) 6111 (代)	0	0	0	Δ
東京女子医科大学病院 脳神経内科 20 03 (3353) 8111 (代) 20 03 (5269) 7600 (初診専用) 20 03 (3353) 8138 (再診専用)	0	0	Δ	×
<b>国立国際医療研究センター病院 精神科</b> ☎ 03 (3202) 7181 (代)	0	0	0	×
東京新宿メディカルセンター 精神科 な 03 (3269) 8111 (代) 予約制	0	0	0	×
東京山手メディカルセンター メンタルヘルス科 20 03 (3364) 0251 (代)	0	Δ	Δ	×
<b>大久保病院 脳神経内科</b> ☎ 03 (5273) 7711 (代)	0	0	0	Δ
<b>聖母病院 精神科 2</b> 03 (3951) 1111 (代)	0	Δ	Δ	×

\*所定の研修を受けることで、認知症サポート医、認知症・もの忘れ相談医になることができます。詳しくは、新宿区医師会事務局 ☎ 03-3208-2301 へ問い合わせください。

## 4 認知症疾患医療センター(地域連携型)

認知症疾患医療センターは、専門医療相談、鑑別診断や、地域連携の推進、人材育成等を実施するために、東京都が指定した医療機関です。新宿区では東京医科大学病院が指定を受け、高齢診療科とメンタルヘルス科がその機能を担っています。

東京医科大学病院では、区内の医療機関や高齢者総合相談センター、保健センターなど と連携し、地域における認知症医療の医療支援体制の構築を進めています。

\*かかりつけ医が、認知症疾患医療センター(東京医科大学病院)へ患者紹介をする場合、 専用の診療情報提供書をご利用ください。東京医科大学病院 認知症疾患医療センター のホームページからダウンロードできます。

### 「診療情報提供書」

(http://hospinfo.tokyo-med.ac.jp/shinryo/ninchisho/data/ninchisho\_info.pdf) (次ページ参照)



## 認知症疾患医療センター(東京医科大学病院)診療情報提供書

<u>診療情報提供書</u> かかりつけ医→認知症疾患医療センター

< 初診・再診 >

										記入年月日	I	白	E	月	日
紹介先医療機関						紹介元医	療機関								
東京医科大学病院	認知症疾患	医療センタ	<b>9</b> —												
		,		<b>.</b>		主治医					科				印
高齢診療科 も	の忘れ外来	(		)先生	-	工心区	:				19				
						住所	:	₹		-					
						TEL	:				FAX	:			
フリガナ						性別			明治	· 大正 ·	昭和 • 平月	戉			
患者氏名					男	・女	生年	月日		年	月		日		歳
介護保険	□未申請		□要支援1	口要支持	爰2 ,	/口要介	護1	□要	介護2	口要介護		護4 [	要介記		7022
ナの亡れる女巫会	£ <b>Z 4±</b> /− <b>~</b> / \ -	ーギャニ・ナノナ	*ナハ /****** ナフ		-+-1-	=+ w -+ 7	75 D :	÷0-	: III 7	心而言语士	1771 /-	*+1.			
もの忘れ外来受診 受診依頼元			かりつけ医 口均 かりつけ											)	
受診目的	□鑑別診断	□薬物訓	■ □身体合併	症の治療	口行	動心理组	定状の	治療	口医療	療相談 □る	の他(	•		)	
	/白営 士	<b>発症時</b>	<b>期</b> 気づいた時期)		下記(	の症状が	みられ	hる、	または頻	そわれる場合	合は口に!	を記入し	てくださ	さい。	
	(日見、よ					‡の忘れ		3 少語	北帝宝	□言語症∜	计 □ 妄相	□幻賞		奞	
		年	<b>月</b> 頃より							か作緩慢など					
症状経過	自由記載														
ALC: DO WE WAS															
1000			療機関名:	<b>-</b> /		<b>.</b>				寺期:	年		月頃		
もの忘れ検査歴	- 1		□神経心理検査 ・軽度認知障害			点、HD	)S-R			□頭CT 不明・そのf				)	
	年齢	病	 名/治療内容												
既往合併症															
			症 口糖尿病	口叱恁	田山	<u></u> — П.	、広 は		4年 7中 15		血色医宝			山夕伽	
		口同皿江	. 企 口 信 水 内	□旧貝	共币:		<b>沙</b> 沃尼		付けてお		<b>皿官牌</b> 吉		/ <b>_</b>	ル多以	
	現在の	処方(すべ	て確認できる処方	箋添付、ま	たは、	お薬手帳	持参加	があれ	ば、ご記	入不要です					
処方歴															
		************	# 18 + 12 P '-	4 501/5 T		+ 4a (48)(1			-/±*1	-1 > / >> ±		<b>売からの</b>	<b>処方</b> ([	コあり・[	コなし)
			歴があれば□に <b>ロレミニール・[</b>										ر)		
			へ		_		_		_					)	
備者	•														



# 高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)

### 総合相談

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域の中心的な相談機関として高齢者への支援を行っています。(区内 11 か所)また、地域包括ケアを担うコーディネート機関として、関係機関と連携し、地域のネットワークの構築を進めています。

認知症・もの忘れに関するさまざまな困りごとに対しても、保健師、社会福祉士、主任 ケアマネジャー等の資格を持った職員が相談を受けています。

介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、どのような相談にも対応します。また、「どこに相談するのか、わからない」といった悩みも<u>まずは、</u> 高齢者総合相談センターへご相談ください。

### [例えばこんな相談]

- 定期的に受診していたのに、最近受診に来なくなった。
- 認知機能が低下して、内服管理ができなくなった。
- 認知症の症状が強くて、自宅での介護や対応に困っている。
- 認知症の診断をしてくれる医療機関につなげたい。

本人が拒否している 相談でも OK

高齢者総合 相談センター

高齢者総合 あります

高齢者総合相談センターの所在地等はP33をご覧ください。

ご相談くだサイ

### 認知症アセスメントシート (DASC-21)

DASC-21は、認知症の方によく見られる「認知症機能障害」と「生活機能障害」を総 合的に評価し、障害の重症度や認知症の可能性等を判断することができるシートです。

認知症が疑われるときに、このシートを利用して医療機関の受診につなげたり、関係機 関で自宅での様子や生活面の課題を情報共有して認知症の方の支援に役立てるものです。

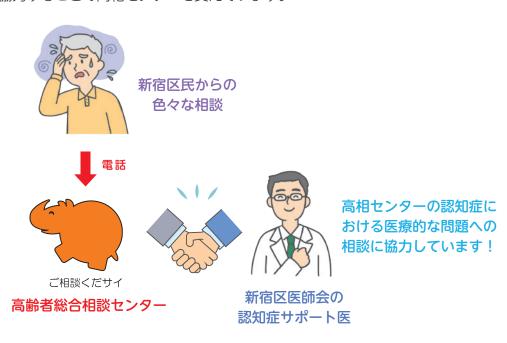
LJ	ご本人の氏名:		生年月日:	サ	: A	) 日	歳)	男・女	独居 • 同居
**	本人以外の情報提供者氏名:		(本人との続柄:		記入者氏名:		_	(所属・職種:	
1		— 点	2点	3年	4点	評価項目		備考欄	
⋖	もの忘れが多いと感じますか	1. 懸じない	2. 少し懸いる	3. 懸じる	4. とても感じる	導入の階階			
<u>B</u>	1年前と比べて、もの忘れが増えたと感じますか	1. 懸じない	2. 少し懸じる	3. 頻じる	4. とても感じる	(探点セず)			
_	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	1. まったくない	2. ときどきある	3. 頻繁にある	4. いつもそうだ	1	377		
2	5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	1. まったくない	2. ときどきある	3. 頻繁にある	4. いつもそうだ	記憶	EC.78		
m	自分の生年月日がわからなくなることがありますか	1. まったくない	2. ときどきある	3. 頻繁にある	4. いつもそうだ	鰹	<b>遠端記憶</b>		
4	今日が何月何日かわからないときがありますか	1. まったくない	2. ときどきある	3. 頻繁にある	4. いつもそうだ	留 由	至		
2	自分のいる場所がどこだかわからなくなることはありますか	1. まったくない	2. ときどきある	3. 頻繁にある	4. いつもそうだ	見当識場所	吊		
9	道に迷って家に帰ってこられなくなることはありますか	1. まったくない	2. ときどきある	3. 頻繁にある	4. いつもそうだ	順原	iii iii		
7	電気やガスや水道が止まってしまったときに、自分で適切に対処できますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない	10 mg	7		
00	一日の計画を自分で立てることができますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない	四路解決   四路解決	N.		
6	季節や状況に合った服を自分で選ぶことができますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない	社会的判断力	判断力		
10	一人で買い物はできますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない	買い物	物		
1	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない	家庭外の 交通機関 IADL	機関		
12	貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない	金銭管理			
13	電話をかけることができますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない	幅	村田		
4	自分で食事の準備はできますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない	家庭内の 食事の準備 IADL	)準備		
15	自分で、薬を決まった時間に決まった分量を飲むことはできますか	1. 問題なくできる	2. だいたいできる	3. あまりできない	4. まったくできない		服薬管理		
16	入浴は一人でできますか	1. 問題なくできる	2. を要する	3. 一部介助を 要する	4. 全介助を要する	ン学	独		
17	着替えは一人でできますか	1. 問題なくできる	2. 免要する	3. 一部介助を 要する	4. 全介助を要する	が ADL 着替え	10年		
9	トイレは一人でできますか	1. 問題なくできる	2. を要する	3. 一部介助を 3. 要する	4. 全介助を要する	製	表		
19	身だしなみを整えることは一人でできますか	1. 問題なくできる	2. を要する	3. 一部介助を 要する	4. 全介助を要する		松綱		
20	食事は一人でできますか	1. 問題なくできる	2. を要する	3. 一部介助を 要する	4. 全介助を要する	が体的 ADL 会事	#		
21	家のなかでの移動は一人でできますか	1. 問題なくできる	2 見守りや声がけ	3 一部介助を	4 全介助を要する	(A)	相		

DASC-21 用紙は、「dasc.jp 地域包括ケアシステムにおける認知症総合アセスメントシート」(http://dasc.jp/) からダウンロードできます



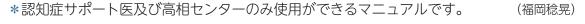
# サポート医高相支援

高齢者総合相談センター(略称:高相センター)では、保健師も配置されていますが、認知症医療における困難ケースでは、しばしば高度な医学的知識や判断が求められます。 高相センターの認知症に関する医療コンサルトに対し、新宿区では医師会の認知症サポート医が協力することで高相センターを支えています。



この認知症医療の協力体制を構築するにあたり、高相センターとの医療・介護連携を円滑で効率的に行うことを目的として、「サポート医高相支援」というマニュアル\*が作成されました。認知症サポート医の施設情報や連絡方法について、各医療機関ごとにまとめられています。

さらに、医療機関との連携手順や注意点についても記載されており、高相センターが使いやすいよう工夫が施され、実用的な内容となっています。









サポート医高相支援

高齢者総合相談センターと認知症サポート医の連携マニュアル

# ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護保険制度は、介護を必要とする方に、必要なサービスを総合的に提供する仕組みです。 ケアマネジャーは介護の知識をもった専門家で、介護保険サービスを利用するときの相 談や利用者の心身の状況に応じたケアプランを作成します。利用者の生活上の「困難」や「要 望」を十分に聴き取り、専門的な情報も提供しつつ介護保険サービスや多様な社会資源を 利用者と相談しながら調整し、その人らしい生活を送りつづけることができるように支援 しています。

生活を支えることはケアマネジャーひとりの力ではできません。かかりつけ医を始め、 関係者が情報共有・連携して支援にあたるための環境づくりが、ケアマネジャーの大きな 役割です。

### [ケアプラン作成の担当事業所]

要介護の程度	担当事業所
要介護1~5	居宅介護支援事業所
要支援1・2 事業対象者	高齢者総合相談センター



# かかりつけ医・かかりつけ歯科医の先生へ

要介護・要支援認定を受けている方の生活上の支障や異変に気づいたときは、 ぜひ担当ケアマネジャーへ情報提供及び助言をお願いします。

## 新宿区医療・介護・通いの場情報検索サイト さがせーる新宿

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための医療機関・介護サービス事業 所・通いの場の情報や、さまざまなお知らせを提供するサイトです。

さがせーる新宿

検索

https://carepro-navi.jp/shinjuku





# 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない方(本人)の権利を守る民法に基づいた制度です。本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人がその人らしい生活を送るため、生活・医療・介護・福祉に関する契約などのお手伝い、本人の資産や収入状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行う等の財産管理を行います。

## 1 法定後見制度…すでに判断能力が不十分な方に

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が、本人の利益を考えながら、代理権や同意権・取消権を活用することによって、本人を保護・支援する制度です。

	類 型	後見	保 佐	補 助				
対象	者(本人)	買い物などの日常生 活や財産管理などが 一人ではできない人	日常の買い物程度は 一人でできるが、重 要な財産管理などは できない人	重要な財産管理など を一人ですることが 不安な人				
開始の	申立てが できる方	本人、配偶者	本人、配偶者、四親等内の親族、区市町村長など					
手続	申立てについて 本人の同意	不要	代理権付与の 場合は必要	必要				
医色	师の鑑定	原則とし	原則として不要					
援助者の権限の	同意権 取消権	対象者の法律行為全 般(同意権について の規定はない)	不動産やその他重要 な財産に関する権利 の取得、喪失を目的 とする行為など	申立ての範囲内で家 庭裁判所が定める				
範囲	代理権	財産に関するすべて の法律行為						
資格7	などの制限		合の資格や地位等を失いの有無の個別審査に見ば					

## 2 任意後見制度…将来の不安に備えたい方に

判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、本人があらかじめ選んだ代理人(任意後見人)に、身上保護や財産管理などに関する代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

長療行為の同意、保証人や身元引受人になることは成年後見人等の役割には含まれません。

### 成年後見制度Q&A (法定後見制度の場合)

Q1 成年後見人等は、誰がなるのですか?

A 1

成年後見人等は、親族、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)、社会福祉協議会等の法人等です。成年後見人等候補者を立てて申立てできますが、誰を成年後見人等にするかは、家庭裁判所が決定します。そのため、候補者が成年後見人等に選任されない場合があります。なお、成年後見人等の活動は、原則本人が亡くなるまで続きます。

- Q2 成年後見制度の利用には、費用はどれくらいかかりますか?
- A 2

申立て費用は、印紙、切手代で約1万円かかります。鑑定が必要となった場合は、3~10万円の費用がかかります。成年後見人等への報酬は、通常は月額2万円、管理財産額1,000万円以上は月額3~4万円、管理財産額5000万円以上は月額5~6万円となっています(東京都家庭裁判所の目安)。また、後見制度支援信託の費用、成年後見等監督人の報酬が発生することがあります。

なお、新宿区では、申立て費用や成年後見人等への報酬助成を行っています。

- Q3 申立て時に必要となる診断書は、精神科医でないと作成できませんか?
- A 3

本人の精神状況を把握していれば、精神科以外の医師でも作成できます。記載内容や記載例等は裁判所ホームページでご覧いただけます。また、診断書は、「診断書(成年後見制度用)」「診断書付票」の2点(家庭裁判所指定様式)です。本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の介護・福祉担当者が作成する「本人情報シート」があります。



### かかりつけ医・かかりつけ歯科医の先生へ ~新宿区成年後見センターへの相談を勧めてください~

成年後見センターでは申立ての手続き等の相談支援を行っております。制度内容が複雑かつ制度利用後の取り止めは原則不可等のことから、相談者には申立て前に十分な情報収集と検討を行うことを勧めております。申立人等から「成年後見制度の診断書」作成の依頼があった場合には、ぜひ、新宿区成年後見センターへの事前の相談を勧めてください。

### 新宿区成年後見センター

〒 169-0075 新宿区高田馬場 1-17-20 新宿区社会福祉協議会内

☆ 03-5273-4522 「FAX 03-5273-3082 E-mail skc@shinjuku-shakyo.jp 職員による相談 月~金曜日(祝・休日、12/29~1/3を除く)午前8時30分~午後5時

専門家による相談 (予約優先) 月曜日:司法書士/水曜日:弁護士/金曜日:社会福祉士 いずれも午後1時~2時/午後2時30分~3時30分

# 新宿区高齢者総合相談センター一覧

(地域包括支援センター)



(令和5年3月現在)

	名 称	電話番号等
1	四谷 高齢者総合相談センター	☎ 03-5367-6770 FAX 03-3358-6922 四谷三栄町10-16 四谷保健センター等複合施設4階
2	箪笥町 高齢者総合相談センター	<b>☎ 03-3266-0753 FAX 03-3266-0786</b> 北山伏町 2-12 あかね苑新館内
3	<b>榎町</b> 高齢者総合相談センター	☆ 03-5312-8442 FAX 03-5312-8443 市谷仲之町2-42 防災センター1階 (令和6年9月ごろまでの仮移転先)
4	若松町 高齢者総合相談センター	☎ 03-5292-0710 FAX 03-5292-0716 戸山 2-27-2 戸山シニア活動館 1 階
5	大久保 高齢者総合相談センター	<b>☎ 03-5332-5585 FAX 03-5332-5592</b> 百人町2-8-13 Fiss 1階
6	戸塚 高齢者総合相談センター	☎ 03-3203-3143 FAX 03-3203-1550 高田馬場 1-17-20 新宿区社会福祉協議会 1 階
7	落合第一 高齢者総合相談センター	<b>☎ 03-3953-4080 FAX 03-3950-4130</b> 中落合 2-5-21 聖母ホーム内
8	落合第二 高齢者総合相談センター	☎ 03-5348-8871 FAX 03-5348-8872 上落合2-22-19 キャンパスエール上落合 2 階
9	柏木 高齢者総合相談センター	☎ 03-5348-9555 FAX 03-5348-9556 北新宿3-27-6 北新宿特別養護老人ホーム(かしわ苑)内
10	角筈 高齢者総合相談センター	<b>☎ 03-5309-2136 FAX 03-5309-2137</b> 西新宿 4-8-35 西新宿シニア活動館 3 階
11	新宿区役所 高齢者総合相談センター	な 03-5273-4593 FAX 03-5272-0352 な 03-5273-4254 歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所本庁舎 2階 高齢者支援課内

窓口 受付時間

月〜土曜日 午前9時〜午後5時30分(日、12/29~1/3を除く)\*新宿区役所を除く 新宿区役所高齢者総合相談センターは、

月~金曜日 午前8時30分~午後5時(土、日、祝・休日、12/29~1/3を除く)

### 新宿区認知症診療連携マニュアル

令和5年3月

発行:新宿区

企画・編集:認知症診療連携マニュアル作成 PT

委員/東京医科大学病院・認知症疾患医療センター 佐藤友彦

新宿区医師会(認知症サポート医)

金子宏明 木原幹洋 迫村泰成 福岡稔晃 藤本進

新宿区歯科医師会 蛯名勝之 新宿区四谷牛込歯科医師会 竹内周平 新宿区薬剤師会 小菅孝太郎

新宿区福祉部高齢者支援課 〒 160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 電話 03-5273-4594 FAX 03-5272-0352

印刷物作成番号 2022-20-2914

この印刷物は、業者委託により 2,000 部印刷製本しています。 その経費として、1 部あたり 374 円 (税込み) がかかっています。 ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。



